

吹田市介護保険事業者の指定等申請に係る審査手数料（新規・更新・変更）

（別紙）

番号	区 分	新規指定（許可）申請手数料 【1件につき】		指定（許可）更新申請手数料 （6年毎）【1件につき】		変更許可申請手数料 【1件につき】 （構造設備の変更を伴う ものに限る。）	吹田市 介護保険法 施行条例
		単独申請	同時申請	単独申請	同時申請		
1	居宅サービス事業者	30,000円	1と2 35,000円	10,000円	1と2 10,000円		第19条
2	介護予防サービス事業者	30,000円		10,000円			
3	地域密着型サービス事業者	30,000円	3と4 35,000円	10,000円	3と4 10,000円		
4	地域密着型介護予防サービス事業者	30,000円		10,000円			
5	居宅介護支援事業者	30,000円		10,000円			
6	介護予防支援事業者	30,000円		10,000円			
7	第1号事業者 （「訪問型」「通所型」サポートサービス）	30,000円		10,000円			
8	第1号訪問事業者 と 訪問介護事業者		35,000円		10,000円		
9	第1号通所事業者 と 通所介護事業者		35,000円		10,000円		
10	第1号通所事業者 と 地域密着型通所介護事業者		35,000円		10,000円		
11	介護老人福祉施設	30,000円		16,000円		33,000円	第20条
12	介護老人保健施設	63,000円		16,000円			
13	介護医療院	63,000円		16,000円			

（留意事項）

※1 この手数料は審査に対する手数料です。審査の結果「新規指定（許可）」及び「指定（許可）更新」が出来ないと判断した場合や、申請を取り下げた場合でも、納付された手数料の返還はいたしません。

※2 指定申請手続きを必要としない「医療みなし指定」については、手数料納付の必要はありません。

※3 「同時申請」欄の金額は、同じ種類のサービスを、同一の事業所で一体的に運営する場合に限ります。（吹田市介護保険法施行条例第19条第2項、第3項）